

正しい分別にご協力を!

在宅医療を利用している「八王子市」にお住まいの方へ

1. 在宅医療廃棄物とは?

在宅医療廃棄物とは、①医師、看護師等の行う訪問治療・訪問看護等、または②医師の指導に基づき患者等が自ら行う医療行為(在宅自己療法)から発生する廃棄物のことです。



! 注射針は家庭ごみに出さないで!

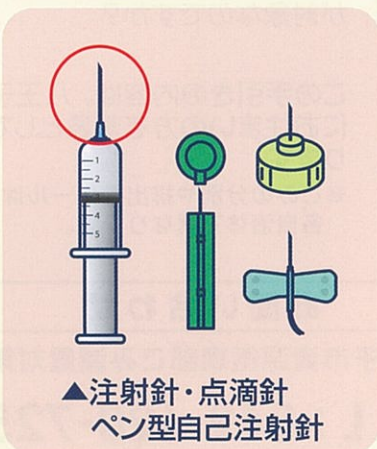
作業員のけがや
二次感染を防ぐため、
注射針の適正処理に
ご協力をお願いします。

不燃ごみの手選別作業▶



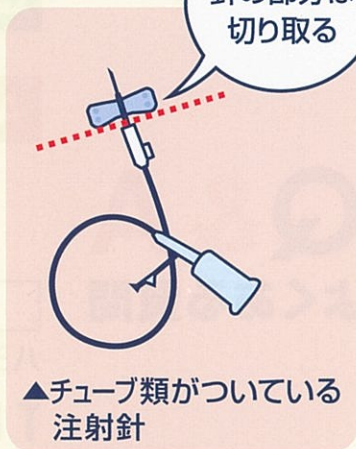
2. 在宅医療廃棄物の分別方法

医療機関または薬局へ



▲注射針・点滴針
ペン型自己注射針

注射針以外の部分は
可燃ごみに出してください。



▲チューブ類がついている
注射針

注射針の部分を切り取り、
チューブ類は可燃ごみに
出してください。

針の部分は
切り取る

! 注射針の処理方法



針刺し事故防止のため、
指定の容器や専用回収
ボトルに入れる。



交付された医療機関や
保険薬局へ返却。

容器が一杯に
なってから
お持ちください。



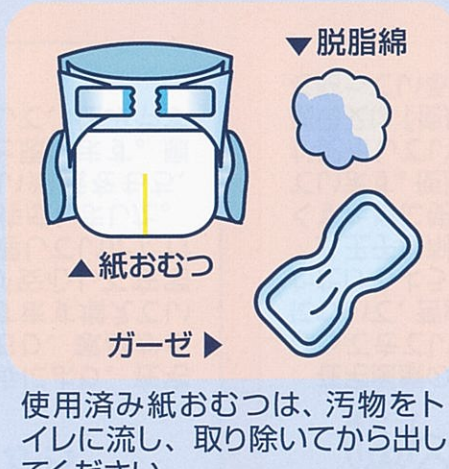
市の収集へ(可燃ごみ)



▼注射筒
(ペン型自己注射
カートリッジ)

▲栄養剤注入器
(針は付きません)

注射針は必ず取り外して
ください。



▲紙おむつ

ガーゼ▶

使用済み紙おむつは、汚物をト
イレに流し、取り除いてから出
してください。
※申請により「おむつ専用袋」を
ご利用いただける場合があります。



▼バッグ類

輸液、蓄尿、
ストーマ袋、
CAPD、
栄養剤など

▲カテーテル類

▲チューブ類

バッグ類は中身を空にしてから
出してください。

※マークの表示があっても衛生上の観点から「可燃ごみ」として出してください。